

公立保育園の民間移管に関するFAQ

1 民営化を行うのはなぜですか

富士市全体の教育・保育のさらなる充実、拡大を図るために民営化を行います。現在、本市が進めている「公立教育・保育施設再配置計画（以下、「再配置計画」という。）」では、公立保育園を民営化することにより確保した財源を、私立施設に対する補助金の充実に充てることや、公私立の保育士等が受ける研修の充実を図ることとしております。

具体的には、私立施設に対する補助金の充実により、特別な配慮が必要な子どもの支援を行うための人材を確保し、研修等により保育士等のキャリアアップを推進することにより、保育園の対応力全般を増進することができます。

私立保育園における運営では、市が私立保育園等に給付する保育園運営費（施設管理費、光熱費、人件費、保育材料費、給食食材費等保育に必要な経費）に対し、概ね国が2分の1、県が4分の1の財政支援がありますが、公立の場合は市の税収のみで賄っています。

また、施設整備においても、私立保育園等の場合、概ね国が2分の1、市が4分の1、私立保育園等の負担が4分の1ですが、公立保育園の場合は、すべて市の負担となります。

公立は、予算の制約や行政組織として手続きを踏んで事業の実施をしていかなければならないことや、18園ある公立保育園の全園で統一的な動きをすることの意思決定などに時間がかかりますが、民間法人に運営を移管することにより、保護者のニーズに対して迅速かつ柔軟な対応が期待できます。

2 公立保育園は今後なくなってしまうのですか

公立保育園は無くなりません。

再配置計画の中で、公立保育園は、地域における教育・保育、子育て支援ネットワークの拠点として位置付け、再配置後の令和9年度には10園となる予定です。

これからの公立保育園は、地域の子どもに対して教育・保育を提供するだけでなく、民間保育園等と連携をとって実地研修や合同研修のほか、地域の小学校やこども発達センターとの連携の拠点として機能するなど、富士市全体の教育・保育の水準向上を図る役割を果たします。

3 入園手続きや入所基準は変わりますか

支給認定や入所申込等の手続きは、これまでと同じです。

4 保育料が高くなりますか

保育料は、公立保育園も私立保育園も、市が定める条例に基づき、保護者の所得状況等に応じて決定していますので、民間移管による保育料の増減はありません。なお、無償化の対象となっている児童については、引き続き無償化の対象となります。

5 経済的な負担は増えますか

保護者の負担が増えないことを前提としておりますが、例えば、新たなサービス（延長保育の延伸や休日保育、ご飯（主食）の提供）などの利用料として負担を求めるなどの場合には、事前に保護者に説明し協議を行った上で決定することとなります。

6 現在使用しているかばん等は使えなくなるのですか。

保護者の負担増とならないよう、移管先法人の選定の条件として、移管前年度の在園児が全員卒園するまで現在使っているものを引き続き使用することとします。変更する際には事前に保護者へ説明し、合意を得てから実施することを義務付けます。

7 保育内容が変わりますか

「認可保育園」や「認定こども園」における教育・保育内容や職員配置、施設環境に関することは、国が定めた基準や指針などにに基づき実施することとされているため、教育・保育内容等の本質的なものについては、公立も私立も変わりありません。

8 保育時間が短くなることはありますか

移管の条件として、現状を下回る保育時間は認めません。

9 保育の質が低下しませんか

これまでも、公私立の区別なく、保育園は「保育所保育指針」に、幼稚園は国が定めた「幼稚園教育要領」に、こども園は「教育・保育要領」に基づく教育・保育の提供に努めてきました。

今後は、より一層、保育士等の専門性の向上に必要な研修の充実や、大学教授等の有識者による保育現場での実地指導の充実を図ることや、新たな補助金の創設による人材の確保などによって、質の向上ができるものと考えております。

また、移管園の保育の質については、移管後3年目を目途に公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価（「福祉サービス第三者評価」）の受審を義務付け、その結果は公表することとしています。

10 園の行事が大きく変わりますか

園の行事は継続していくことを運営の条件とします。

民間移管後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、移管先法人から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、合意を得ることを義務付けます。

11 給食の内容が大きく変わりますか

公立保育園では、食育の推進を図るとともに、国が示す「保育園における食事の提供ガイドライン」や「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」に添って給食の提供を行っています。

移管先法人には、これまで同様に、ガイドライン等に添って提供をすることを義務付けます。

12 アレルギー対応は継続されますか

食物アレルギー対応については、除去食などにより、子ども一人ひとりの状況に
応じて提供することができる民間法人を選定することとしています。

13 移管先の法人はどのように決めるのですか

移管先法人は、公募により決定します。

選定方法は、教育・保育に精通した大学教授等の有識者、会計・経理に精通した
大学教授等の有識者、教育関係者として小学校の校長、保育関係者として公立保育
園の園長経験者、行政の関係者、保護者の代表者からなる富士市立保育所移管先選
定委員会（以下、「委員会」という）を設置し、審査します。

募集要項や審査項目、選定基準は、委員会において作成し、7月～8月の2か月
間を募集期間とします。

応募のあった法人の審査は、9月以降、書類審査、応募法人が現に運営している
園の实地審査、委員によるヒアリングを実施します。

なお、応募のあった法人名や審査内容等については、一般公開はしませんが、保
護者の皆様は、委員会を傍聴することができます。

14 どのような法人に移管するのですか

公立保育園と同様に、国の定めた保育所保育指針を徹底するべく実践に努め、子
ども目線の教育・保育を提供できる法人に移管したいと考えております。

また、安定的・継続的に保育園を運営していける経営的な基盤やノウハウ、職員
の働きやすさ、キャリアを積める研修体系を備えた法人であることも重要な視点で
あると考えております。

15 移管先法人に対して、どのように引継ぎを行うのですか

運営主体が移管先法人に変わることにより、子どもへの影響がでないよう、現行
の保育内容を継続的なものとするを原則とした引継ぎを行います。

そのためには、民営化実施の1年前までに移管先法人を決定することで、1年間を
目途に引継期間を確保し、共同保育を実施すること等により、子ども一人ひとりの
生活の様子や状況から年間行事、地域との関係に至るまで施設運営全般について引
継ぎを行います。

16 引継ぎ共同保育の実施により、通常保育へ影響はありますか

引継ぎ共同保育の具体的な内容やスケジュールについては、移管先が決定した翌年度に設置する三者協議会（保護者・富士市・移管先法人）において決定する予定です。

引継ぎ共同保育期間は、通常保育への影響がないよう、通常より多めの人員配置をする予定です。

17 職員が一斉に入れ替わってしまうのですか

公立保育園に勤める正規雇用以外の職員については、移管先の法人における継続雇用につながるよう最大限の配慮をします。

また、職員の入れ替わりによる環境の変化が子どもの負担とならないように、民営移管1年前から移管当年度末までの2年間は、移管先法人の職員と合同で保育を行うこととします。

富士市の正規職員は、ほかの公立保育園等へ異動となりますが、民間に移管した年度は、数人程度引継ぎのために移管園に配置します。

18 職員数は減ってしまうのですか？

職員数は維持できるよう法人に働きかけます。

また、これまで公立保育園で取組んできた障害児保育の加配保育士の配置についても移管先法人へ引継ぐことを条件に法人決定をいたしますので、移管後に必要な加配保育士が減ることはございません。

ただし、移管年度以降、地域の子どもの数や保育需要によって利用定員を減らす場合には、定員の減少数に応じて職員数は減ることとなります。

19 民間法人に移籍する職員の処遇はどうなりますか

公立保育園での処遇と大きく変わることがないように、移管先の法人に働きかけます。

具体的には、給与面や休暇の日数等について、現状を下回らないよう配慮を求めます。

20 民営化後、市は園運営に関わることがなくなるのですか

引継ぎの際や移管後には必要に応じて、保護者・法人・市で三者協議を行い、必要な改善や指導を行っていきます。

移管後についても、市は指導・監督を行っていく責務がありますので、引き続き運営状況を見守り、保護者アンケートを実施するなど移管の条件が守られているかを確認していきます。

また、公立・私立問わず、認可保育園では毎年県の指導監査が行われておりますので、市も同時に施設、職員配置、児童の処遇、会計経理等、運営全般にわたり監査し、必要な指導・助言を県と連携して行っていきます。

現在いずれの私立保育園も、毎年の監査において改善が必要なところは適切に改善され、さらなる保育の質の向上のために真摯に取り組まれています。運営主体が公立か私立かを問わず、ともに児童福祉の向上のための努力をしており、そのために民間と協働・連携して必要な保育環境を整備することが市の責務です。

民営化後についても引き続き、市職員が定期的に園を訪問し、移管先法人と締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行うなど市が一定の関与を保ち続けます。

21 民営化後、園運営に関して保護者の声が通りにくくなるのが心配です

保育幼稚園課では、公立・私立を問わず、保護者等からの苦情などに対して、対応するための体制があり、現在でも、必要に応じて園に確認をしたり、保護者の声をお伝えしており、民営化後も変わることはありません。

22 移管先法人が、急に運営から撤退して閉園になったりしませんか

移管先法人は、運営主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、市が示す教育・保育内容を継続・向上できるかを審査して選定しますので、運営の継続が見込めない法人は選定されないと考えます。

23 登降園の自動打刻などのICTシステムは継続使用できますか

現在、私立園でも様々なICTシステムを導入しておりますが、民営化により保護者の皆様の利便性が低下することの無いよう、引継ぎの際に十分な配慮を求めます。

24 保護者の相談窓口はありますか

令和4年度に、民間移管に関する個別相談窓口を保育幼稚園課に設置します。